

小矢部市告示第43号

本庁舎耐震改修基本構想策定業務受託候補者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年4月20日

小矢部市長 桜井 森 夫

本庁舎耐震改修基本構想策定業務受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本庁舎耐震改修基本構想策定業務（以下「業務」という。）における企画提案書等を総合的に比較検討し、最も適した業務受託候補者を選定するため、本庁舎耐震改修基本構想策定業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 業務に係る企画提案書等の審査及び業務受託候補者の選定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員の数は5人とし、市長が委嘱する学識経験者のほか、次に掲げる市職員とする。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 産業建設部長
- (4) 財政課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を進行する。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(秘密の保持)

第6条 会議に出席した者は、会議の内容をほかに漏らしてはならない。

(報告)

第7条 委員長は、最も適した企画提案書等を選定したときは、その選定結果について審査報告書により市長に報告する。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- (失効)
- 2 この告示は、業務の委託契約を締結する日限り、その効力を失う。